

燃費やA S V技術の明瞭な表示に関する規約運用の考え方

－性能・機能に関する明瞭な説明表示及び打消し表示－

※ 燃費及びA S V技術に関する規約の規定

<規約第5条第4号（燃料消費率）>

燃費の表示に使用できるデータは、公式テスト値又は公的第三者によるテスト値に限るものとし、必ずその旨を付記するものとする。併せて、当該値は、一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨を明りょうに表示すること。

<規約第5条第6号（安全、環境、衛生）>

新車の安全、環境、衛生に関する表示を行う際は、客観的な根拠に基づき、具体的な内容を明りょうに表示すること。

<規約第7条第2号（不当表示の禁止）>

新車の品質、性能その他の内容について虚偽若しくは誇大又はたとえ真実であっても一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない

1. 燃費についての明瞭な表示

広告等において燃費について表示する場合は、その内容が消費者に誤解なく、正しく理解されるよう、以下に基づき、明瞭に表示するものとする。

1) 表示事項

燃費について表示する場合は、以下の事項を表示するものとする。

- ①「公式テスト値（J C O 8モード燃料消費率、国土交通省審査値）又は公的第三者によるテスト値である旨」（以下「公式テスト値等である旨」という。）
- ②「定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる旨」（以下「燃費に関する付記説明」という。）

ただし、ラジオCMについては、燃費の具体的測定方法（例えば「J C O 8モード燃費は20Km/ℓ」等）の表示で代えることができるものとする。

2) 表示方法等

燃費について表示する場合は、以下の方法等により、公式テスト値等である旨及び燃費に関する付記説明を表示するものとする。

(1) 表示箇所等

燃費に関する表示に近接した箇所に一体として視認、認識できるよう表示するものとする（ラジオCM除く）。

ただし、スペースや時間等の関係で燃費に関する付記説明を近接した箇所に一体で表示できない場合は、以下に基づき表示することができるものとする。

① 活字媒体

ア. 新聞、チラシ、雑誌、インターネット（動画を除く）

同一紙面（画面）に複数車種の燃費を表示する場合、燃費に関する付記説明については、燃費との関連を明確にした上で、同一紙面（画面）上の一箇所に一括して表示することができる。

イ. インターネットバナー広告（広告スペース220ピクセル×75ピクセル以下）

燃費に関する付記説明については、「リンク先ホームページを確認されたい。」等を表示することにより、リンク先ホームページにおいて表示することで代えることができる。

ウ. カタログ（Webを含む）

同一頁に複数車種の燃費を表示する場合及び主要諸元欄で燃費に関する付記説明を表示する場合については、燃費との関連を明確にした上で、同一紙面（画面）上の一箇所に一括して表示することで代えることができる。

② 電波媒体（テレビ（インターネットの動画含む））

燃費に関する付記説明については、同一画面上に表示できない場合、複数画面や音声を用いて表示することで代えることができる。

（2）文字の大きさ（文字数）、表示時間

① 活字媒体

文字の大きさは、カタログ（Webを含む）の主要諸元欄を除き、8ポイント（インターネットは8ポイント相当）以上とする。

ただし、同一紙（画）面及び頁に複数車種の燃費を表示する場合は、消費者にその趣旨が十分に伝わるよう、文字の大きさについて、以下に基づき表示するものとする。

ア. 新聞

5段以上の場合は10ポイント以上、10段以上の場合は12ポイント以上とする。

イ. チラシ、雑誌、カタログ等

B5以上の場合は10ポイント以上、B4以上の場合は12ポイント以上とする。

② 電波媒体

ア. テレビ（インターネットの動画含む）

1行当たりの文字数は、最大50文字以内とし、表示時間は、15秒以内のCMの場合は最低1.5秒以上、16秒以上のCMの場合は2秒以上とする。

イ. ラジオ

可能な限り表示時間を確保するものとする。

（3）強調して表示した文字の大きさとのバランス

燃費について、強調して表示した文字と同一又は著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の5分の1（いずれの場合も、最低8ポイント（相当））以上の大きさとするものとする。

（4）文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保するものとする。

2. ASV技術についての明瞭な表示

広告等において、ASV技術に関する表示をする場合は、その内容が消費者に誤解なく、正しく理解されるよう、性能・機能に関する説明表示及び作動条件等に関する打消し表示について、以下に基づき、明瞭に表示するものとする。

1) 表示事項

ASV技術に関する表示をする場合は、ASV技術の性能・機能に関する説明表示、機能が作動する条件及び作動しない条件等（以下「ASV技術の機能内容及び作動条件（作動しない条件）」という。）を表示するものとする。

ただし、店頭PRツール、テレビ及びラジオについては、以下のとおり、表示事項を省略できるものとする。

ア. 店頭PRツール（横断幕、ノボリ等）

「作動には条件があるので、詳しくは店頭で確認されたい。」等の表示で代えることができる。

イ. テレビ

「作動には一定の条件がある」等の表示で代えることができる。

ウ. ラジオ

「作動には一定の条件がある」等の表示で代えることができる。

2) ASV技術の機能内容及び作動条件（作動しない条件）の表示方法等

ASV技術の機能内容及び作動条件（作動しない条件）については、以下の方法等により、表示するものとする。

(1) 表示箇所等

ASV技術の機能内容及び作動条件（作動しない条件）については、ASV技術に関する表示に近接した箇所に一体として視認、認識できるよう表示するものとする（ラジオCM除く）。

ただし、インターネットバナー広告（広告スペース220ピクセル×75ピクセル以下）、カタログ（Webを含む）、テレビ（インターネットの動画含む）については、スペースや時間等の関係で、近接した箇所に一体で表示できない場合、以下に基づき表示することができるものとする。

ア. インターネットバナー広告（広告スペース220ピクセル×75ピクセル以下）

ASV技術の機能内容及び作動条件（作動しない条件）については、「リンク先ホームページを確認されたい。」等を表示することにより、リンク先ホームページにおいて表示することで代えることができる。

イ. カタログ（Webを含む）

複数頁にASV技術について表示する場合、ASV技術の機能内容及び作動条件（作動しない条件）については、ASV技術の表示に近接した箇所に「詳細に表示した頁を確認されたい。」等を表示することにより、カタログ中の一頁一括して表示することで代えることができる。

ウ. テレビ（インターネットの動画含む）

「作動には一定の条件がある」等については、複数画面や音声で表示することで代えることができる。

（2）文字の大きさ（文字数）、表示時間

① 活字媒体

文字の大きさは、8ポイント（インターネットは8ポイント相当）以上とする。

② 電波媒体

ア. テレビ（インターネットの動画含む）

1行当たりの文字数は、最大15文字以内とし、表示時間は、最低2秒以上とする。

イ. ラジオ

可能な限り表示時間を確保するものとする。

（3）強調して表示した文字の大きさとのバランス

ASV技術について、強調して表示した文字と同一又は著しく異なる程度の文字の大きさと表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の5分の1（いずれの場合も、最低8ポイント（相当））以上の大きさとするものとする。

（4）文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保するものとする。

3. ASV技術の機能や効果を端的に表すための用語や映像表現等を用いて強調表示(注)を行う場合のより明瞭な表示

ASV技術については、その機能や効果を端的に表すための用語や映像表現等を用いて強調表示するケースが見受けられるが、ドライバーの安全運転を支援するためのものであるASV技術について、例えば、衝突被害軽減ブレーキについて、ドライバーがブレーキを操作しなくても自動で停止し、いかなる場合も衝突事故等を回避することができるものであるかのような誤解を消費者に与えた場合、人命に係わる重大事故にも繋がるおそれがある。

したがって、ASV技術の機能や効果を端的に表すための用語や映像表現等を用いる場合は、消費者に誤解を与えることのないよう、下記の考え方にに基づき表示するとともに、ASV技術の機能内容及び同条件（作動しない条件）について、以下に基づき、明瞭に表示するものとする。

＜ASV技術の機能、効果を端的に表す用語・映像表現を用いる際の考え方＞

① 「自動で停止」、「止まる」、「ぶつからない」、「安全」、「はみ出さない」、「ついていく」等の断定的な用語は、「ブレーキが作動して自動で停止する」、「前走車との車間距離を自動的に保って走行する」等のASV技術に関する映像に合わせて表示してはならない。

② 「自動で停止」、「止まる」、「ぶつからない」、「安全」、「はみ出さない」、「ついていく」等の断定的な用語や、「自動ブレーキ」、「自動でブレーキが作動」、「車間距離を保って走行」等の用語を使用する場合、また、「ブレーキが作動して自動で停止する」、「前走車との車間距離を自動的に保って走行する」等の映像を使用する場合は、安全運転や衝突被害の軽減等を「支援（サ

ポート)する機能である」旨を表示する。

③「ブレーキが作動して自動で停止する」、「前走車との車間距離を自動的に保って走行する」等のASV技術に関する映像を使用する場合は、「作動には一定の条件がある」旨を別に定める表示面積や文字数、秒数等を用いて、同一画面上に明瞭に文字で表示する、又は、文字と併せて音声で表示する。

④「ブレーキが作動して自動で停止する」、「前走車との車間距離を自動的に保って走行する」等のASV技術に関する映像については、「作動には一定の条件がある」旨を表示しても、いかなる場合もその機能が自動で作動するかのような誤解を消費者に与えるおそれのある映像表現を用いてはならない。

なお、テレビCM等に関して、消費者からの苦情等が、公取協やJARO等に入り、公取協において誤解を招くと判断した場合は、速やかに修正や差し替え等の対応を実施する。

1) 表示事項

ASV技術の機能の内容及び機能が作動する条件(作動しない条件)を表示するものとする。

ただし、店頭PRツール、テレビ及びラジオについては、以下のとおり、表示事項を省略できるものとする。

ア. 店頭PRツール(横断幕、ノボリ等)

「作動には条件があるので、詳しくは店頭で確認されたい。」等の表示で代えることができる。

イ. テレビ

「作動には一定の条件がある」等の表示で代えることができる。

ウ. ラジオ

「作動には一定の条件がある」等の表示で代えることができる。

2) 表示方法等

以下の方法等により、表示するものとする。

(1) 表示箇所等

ASV技術に関する表示に近接した箇所に一体として視認、認識できるよう表示するものとする(ラジオCM除く)。また、テレビについては、「ブレーキが作動して自動で停止する」等の映像と同一画面において、文字、又は文字と併せて音声で表示するものとする。

ただし、インターネットバナー広告(広告スペース220ピクセル×75ピクセル以下)やカタログ(Webを含む)において、スペースの関係で、近接した箇所に一体で表示できない場合、及び、テレビ(インターネットの動画含む)において、複数のASV技術の機能について表示する場合で、時間の関係等で「ブレーキが作動して自動で停止する」等の映像と同一画面で表示できない場合は、以下に基づき表示することができるものとする。

ア. インターネットバナー広告(広告スペース220ピクセル×75ピクセル以下)

ASV技術の機能内容及び作動条件(作動しない条件)については、「リンク先ホームページを確認されたい。」等を表示することにより、リンク先ホームページにおいて表示することで代えることができる。

イ. カタログ (Webを含む)

複数頁にASV技術に関する表示をする場合、ASV技術の機能内容及び作動条件（作動しない条件）については、ASV技術の表示に近接した箇所に「詳細に表示した頁を確認されたい。」等を表示することにより、カタログ中の一頁に一括して表示することで代えることができる。

ウ. テレビ (インターネットの動画含む)

一画面で一括して表示することができる。

(2) 文字の大きさ (文字数)、表示方法、表示面積、表示時間

① 活字媒体

文字の大きさは、12ポイント (インターネットは12ポイント相当) 以上とする。

② 電波媒体

ア. テレビ (インターネットの動画含む)

背景の色とは対照的な色の文字で視認性を確保した上で、1行当たり15文字以内で、最低2秒以上表示するものとする。

ただし、「ブレーキが作動して自動で停止する」等の映像を使用する場合は、同一画面上の画面全体の4分の1以上の面積を使用し、背景の色とは対照的な色の文字で視認性を確保した上で、1行当たり15文字以内で、最低2秒以上表示するものとする。

複数のASV技術の機能に関する映像を用いる場合で、映像とは別画面で一括して表示する場合は、画面全体を使用し、背景の色とは対照的な色の文字で視認性を確保した上で、1行当たり15文字以内で、最低2秒以上表示するものとする。

なお、表示に合わせて、音を入れる又は画面上にマークを入れる等により、消費者の注意を促すものとする。

イ. ラジオ

可能な限り表示時間を確保するものとする。

(3) 強調して表示した文字の大きさとのバランス

ASV技術について、強調して表示した文字と同一又は著しく異なる程度の文字の大きさと表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の大きさの3分の1 (いずれの場合も、最低12ポイント(相当)) 以上の大きさとするものとする。

(4) 文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保するものとする。

(注) 広告やカタログ等において、キャッチコピー、アイキャッチャー等として使用する場合 (広告、カタログ等の本文中において、他の文字より強調することなく表示する場合を除く。)